

第 1 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 19 年 11 月 27 日（火） 午前 10 時 00 分～午後 12 時 20 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階 第 1 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 石原 國男、岩村 浩二、岡本 恵子、奥村 素一、勝木 陽隆、川邊 昭生、酒井 明世、佐藤 智恵子、高木 新仁、橘 節哉、福田 誠、藤井 かつえ、馬場 俊作 （五十音順、敬称略）〔以上 13 名出席〕 〔丸亀市〕 丸亀市長、三谷総務部長、直江企画財政部長、尾松産業部長、多田文化部長、小野会計管理者、宮川秘書広報課長、苗田職員課長、大林財政課長、佐岡児童課長、十河市民課長、徳田都市計画課長、久米営業課長、大東教委総務課長、泉学校給食センター所長、山田文化課長、宮本図書館長、矢野職員課副課長、大喜多企画課副課長、白川財政課副課長、宮浦文化課副課長、大西生涯学習課副課長、北山建設課管理担当長、矢野文化課文化芸術振興担当長、山地(職員課)、大野(財政課)、塊場(生活課)、石川(生活課)、徳永(河川公園課)、村尾(河川公園課)、笠井行政改革推進室長、窪田(行政改革推進室)
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 岡 千枝、多田 仁美、細川 滋 （五十音順、敬称略）〔以上 3 名欠席〕
傍 聴 者	1 名
議 題	(1) 集中改革プラン（平成 19 年 9 月末現在）の推進状況について (2) 財政健全化計画（第三次改定）について (3) そ の 他
会 議 概 要	
行革室長：ただ今より行政改革推進委員会を開催します。 今回、新たな委員となつてはじめての会議ということで、事務局より委員のご紹介をさせていただきます。 （ 委員紹介 ） 続いて、事務局の紹介をさせていただきます。 （ 事務局紹介 ） 続いて、市長よりごあいさつ申し上げます。 市 長 ：行政改革推進委員会につきましては、新たな委員の方々にお願いを申し上げ、本日が第 1 回目の会議ということで、任期となります 2 年間、改めましてよろしくお願いいたします。市では、集中改革プランを定め、これまでいろいろと改革を進めてきておりますが、まだまだ市民の皆様にご理解をいただけるまでには至っていないと思っています。この委員会には、各方面の方にお集まりいただいておりますので、それぞれの分野でいろいろな角度からご意見をいただければと思います。特に、私が前面に打ち出しております民間に任せら	

れるものは民間に任そうといった取組では、いろんなところに大きな課題があり、なかなか前に進んでいないというのが現状です。ようやく老人ホームが一つ民営化になりましたが、これからいろんな分野で民にお任せしていく方向を出しています。この後、こういった取組の報告もあると思いますので、皆様方にいろんなご意見をいただいて、本市の進むべき道を探りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

行革室長：ありがとうございました。

次に、会長・副会長の選任に移る前に、机の上に置いてあります青いファイルの方を見ていただきたいと思います。そのファイルの中には、この会議の根拠条例や規則を入れさせていただいています。

まず「附属機関設置条例」は、こちらの行政改革推進委員会を位置づけている条例で、第 6 条では会長・副会長を委員の互選により定めると規定されています。この規定に基づき、後ほど皆様方で会長・副会長をお選びいただきたいと思います。また、会議の方は、第 7 条で委員の半数以上が出席しなければ開くことができないということになっていますので、出席のほうよろしく願います。

次に「附属機関会議公開条例」では、第 3 条でこちらの会議は原則公開となることが定められています。また、第 7 条で会議は傍聴できるとなっていますので、本日も後ろに傍聴席を設けています。次の第 8 条では、こちらの会議の議事録を作成することが定められていますが、基本的に議事録は、会長と調整したうえで、委員のお名前と発言内容を記載したものを市のホームページで公表させていただいていますので、よろしくご理解ください。あと、「附属機関会議公開条例施行規則」では、さらに細かな取り決めを定めておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、こちらのファイルは、任期中の資料を綴じたりするのにご活用ください。

それでは、附属機関設置条例の第 6 条に基づき、会長及び副会長を互選いただければと思います。

馬場委員：酒井委員か、若しくは細川委員にしていいただければと思います。

行革室長：前回、酒井委員が会長、細川委員が副会長として会議を運営していただき、引き続きということになりますが、よろしいでしょうか？

委 員：（異議なし）

行革室長：それでは、酒井委員が会長、細川委員が副会長ということでよろしく願います。

（酒井委員、会長席に移動）

酒井会長：それぞれの委員の得意分野でご意見をいただきながら会議を進めてまいりたいと思いますので、皆様方のお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に移ります。議事 1「集中改革プラン(平成 19 年 9 月末現在)の推進状況について」事務局より説明を求めます。

窪田(行革室)：【資料 1 で集中改革プラン(平成 19 年 9 月末現在)の推進状況について説明】

酒井会長：事務局の説明は終わりました。ご意見やご質問はありますか？

岡本委員：お願いがあります。最後に説明のあった「窓口業務の一元化」については、チラシを作って市民に案内をしてくださっているということで、非常に良い取組だと思います。そ

れをもう一步進めるということで、例えば名古屋市の各区役所のホームページでは、転入してくる人のためのコーナーなどがあり、それを見ると必要な手続きや手続きの際に必要な物が分かるようになっているうえに、転入であれば区役所の向かいの警察署で運転免許証の住所変更もできますよというような、市役所の管轄外の用件などの案内もあり、非常に親切だなという印象を持ちました。丸亀市でも、ぜひそういった取組をしていただきと思います。

岩村委員：表の見方で、例えば口座振替済通知書の廃止の計画であれば、平成 20 年度と平成 21 年度にそれぞれ 150 万円の行革効果額が記載されていますが、これは平成 20 年度に取組をはじめて 150 万円の効果を出し、それが平成 21 年度も同様な効果を得るということで、平成 21 年度にも新たに 150 万円の効果が出るということではないという理解でよいですか？

窪田(行革室)：そうです。

行革室長：実は、プラン策定当初は削減する年だけに効果額を記載していましたが、全国的に公表がはじまりますと、他の都市では今の記載方法がとられていて、これは行革の効果額としては、取組により 150 万円の効果を出しますと、次の年に取組を継続して支出を増やさなかったら効果が続いていると解釈するということで、私どもも昨年に記載方法を変更させていただいたところです。

川邊委員：この会の委員構成についてですが、学識経験の委員はいいとして、その他の委員は前回と同じ委員ではなく、交替するべきだと思います。自治基本条例においても、多くの市民がこういった機会に参加できることを保障されているので、それを実現できるルールを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか？

企画課副課長：審議会等の委員の構成については、先ほどお話に出ました自治基本条例で市民に参画の機会を付与し、その手法として審議会等に公募委員を入れていこうということで公募委員の手続に関する条例なども定めているところです。その基本的な考え方としては、審議会等に委員総数の 1 割以上の数の公募委員を入れていくというものであり、法律などで委員構成を決められているもの以外については、そういった考え方を踏まえて各会議の委員構成を条例で定めています。

川邊委員：公募委員の数を制限しているのは、団体からの委員に配慮しているためであり、団体の委員についても代表者に限らず団体の意見を代表できる人が委員になれば良いのではと思いますが、いかがでしょうか？

行革室長：団体からの委員については、条例でも「公共的団体等の構成員」と定めておりますように、団体の代表者に限らず、団体から推薦をいただいた方を委員としてお願いしています。また、公募委員についても、先ほど 1 割以上という説明がありましたが、この委員会で言えば、できるだけ多くの方ということで 3 名の方をお願いしているところです。

企画財政部長：審議会等の委員構成については、本市では男女共同参画といったことから、できるだけ女性委員の登用ということで目標を掲げて取り組んでいますし、今まで多かった充て職の委員についても、参画して意見が述べられる人であれば良いということで、少しずつではありますが、変えてきておりますので、ご理解をいただければと思います。

馬場委員：丸亀市は、行財政改革を進めて財政再建団体への転落を回避するということで、この行政改革推進委員会も立ち上げて取組を進めているわけですが、こちらの会議は 3 ヶ月

に 1 回の予定と伺っています。私は、外郭団体も含めて、各課の状況を見ながらきめ細かな改革を進めていきたいと思っていますので、できれば毎月、少なくとも 2 ヶ月に 1 回は会議をしていただき、委員からの希望があれば現場に出向いて職員の話も聞きたいと思いますが、いかがでしょうか？

行革室長：この会議を毎月開催してはという非常に前向きなありがたいご意見をいただきましたが、行政改革については現在、5 ヶ年の取組計画である「集中改革プラン」を策定し、約 90 億の行革効果額をあげるということを市民の皆様に公表して、市役所をあげて取り組んでいるところであり、それこそ職員は毎月と言わず毎日、プランの実現に向けて必死で取組みを進めているところです。その状況を 6 月・11 月・3 月の年 3 回、皆様にご報告させていただいておりますので、委員各位にはご理解をいただきたいと思います。また、何か特別に必要なことがありましたら、別に会議の開催ということも検討させていただきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願いします。

川邊委員：プランの中に企業誘致の促進という項目がありますが、先般、企業立地促進法に基づいて香川県が基本計画案を策定しています。その内容は承知していませんが、県の計画ですので、各市町の特殊事情も勘案して作っていると思われます。その案の中に丸亀市の独自性はどのように織り込まれているのでしょうか？

それと、企業誘致の促進については、昭和町だけでなく、工業地域や準工業地域への誘致も考えていかなければならないと思いますし、東京や大阪で活躍されている県出身の企業家への働きかけということも必要だと思いますが、どのようにお考えですか？

産業部長：県が策定しています計画案では、旧丸亀市では浜街道より北の蓬萊町や土器町を中心に（一部南側が含まれる）、また旧飯山町では株式会社香川シームレスの辺りなどをエリアとして決めて、そこでは緑地面積の軽減が図られるなど増改築がしやすいといった線引きがなされていると伺っております。

奥村委員：企業誘致については、東京や大阪に香川県人会というのがありますので、そういった場所に市長に積極的に出席をいただき、市有地の売却や活用に向けての働きかけをお願いしたいと思います。

馬場委員：綾歌町にある運動公園は今、使われていない空いている土地があると思いますし、その他にも市内には遊休土地があると思いますが、そういったところに企業誘致や宅地として販売したり、また有料で貸したりしたら歳入確保につながり行財政改革になると思います。市では、宅地分譲もしているようなので、どのような販売をしているのか教えてください。

窪田(行革室)：集中改革プランには、当初 15 区画の宅地分譲をするということで掲載しており、これまでに 3 区画を売却して収入をあげている状況です。残りの 12 区画についても、11 月に料金改定などをして市のホームページや広報などで改めて販売の周知をしています。また、その他の未利用財産についても、管財課の所管で売却可能なものは、先ほどの 12 区画とあわせて販売しています。

さらに、庁内では各課所管の未利用施設や未利用土地についても、売却を含めた有効活用ができないかということで、調査やヒヤリングなどを実施しているところであり、歳入確保に向けた取組みを進めています。

馬場委員：市が利用する計画のない土地については、すべて一覧表にして情報公開し、その土地が売却中とか、検討中とかをお知らせするとともに、不動産業者等と連携して早く歳入があげられるような仕組みづくりをして、企業誘致や定期借地などを進めてはどうかと思いますが、いかがですか？

行革室長：今回、別冊でお渡ししている集中改革プランの進行管理表の 13 ページを見ていただきたいのですが、先ほど説明した宅地分譲については、こちらの「未利用市有地の売却」の項目で記載させていただいています。それと、その下には「未利用施設の統廃合及び有効活用」といった項目がありまして、こちらで市が利用していない土地を調べたり、売ったりできないかを検討しているということです。しかし、これはあくまでも目的を持って作った建物や土地で、今現在使っていないものを有効活用していこうと検討しているところであり、そんなに広い土地ではありません。丸亀市には現在、企業を誘致するような大きな区画で利用していない土地はございません。何にもない状態で、企業をすぐに呼べるような状態の土地はないということでご理解ください。

馬場委員：綾歌町の運動公園は、どうなんですか？

行革室長：綾歌総合運動公園についても、先ほど申し上げた検討する土地の一つとして、検討したことは事実です。しかし、元々運動公園を作る目的で取得した土地であり、然るべきところで協議や手続きを経たうえで、運動公園の整備が必要ないということになってはじめて、次に売るかどうかといった議論が生まれてくるべきものであり、今の段階ではまだそこまでは至っていないという状況です。

岡本委員：別冊の集中改革プラン進行管理表の中から何点か質問します。3 ページの指定管理者制度の導入の項目にある「モニタリング報告会」というのは何ですか？

次に、6 ページにある塩飽勤番所跡と笠島まち並保存センター等への指定管理者制度について、地域の方々が指定管理者になって管理運営してくれていると思いますが、高齢化も進んでくるとしますので、将来的な管理について担当課の考え方を説明していただきたいと思います。

次に、8 ページから 9 ページにかけては、市民との協働でいろいろな施策を進めていこうという計画がありますが、協働に関して今現在、どういうふうに進んでいるのか、これから先どういうふうに進めるのか、また職員への研修や市民へのアピールはどうしていくのか、説明をいただきたいと思います。

次に、10 ページの一番下には定員管理の適正化ということで、職員が減っている状況が示されています。職員が減るという中で行政サービスを維持するということは、職員一人当たりの負担が大きくなると思われそうですが、次の 11 ページにある職員の資質向上と関連して、職員が減っていく中での管理職も含めた人材の育成ということをどのように考えているのか教えてください。

次に、19 ページに生涯学習の事業などを統合するという計画が、資料編 4-1(1)の 1 から 5 までに示されていますが、事業の統合がうまく進んでいるのか、今年度に重複しているものはないのかを伺いたしたいと思います。

次に、45 ページにある補助金の見直しで、福祉課の福祉保健推進委員の委嘱費を生活課の

地域コミュニティ運営補助金に統合したということが書かれていますが、福祉保健推進委員の活動は、地域の見守りをしていく重要な事業ということで総合計画にも掲載されているのに、生活課所管の補助金に移すということは、今後は生活課で制度を把握して、事業を実施していくということですか？

最後に、コミュニティセンターへの指定管理者について、平成 20 年度から飯山北と城坤に制度を導入しようと準備を進めているようですが、平成 19 年度に導入した城北の効果と、飯山北と城坤といったように制度導入施設を増やす理由を教えてください。

窪田(行革室)：まず、指定管理者に係ります「モニタリング報告会」についてですが、市では現在、44 施設に指定管理者制度を導入し、指定管理者に施設の管理運営を委ねています。集中改革プランでは、指定管理者制度を公の施設に導入することが計画になっていますが、今後は、制度を導入した施設が指定管理者により適切に管理運営されているかを、設置者である市がきちんと把握していくことも重要と考えています。そこで、施設担当課が一同に会して、それぞれが実施している指定管理者へのモニタリング結果を報告しあい、お互いに情報交換しながらモニタリング力を強化していく「モニタリング報告会」を 8 月末に開催しました。現時点では、まだ十分な結果とは言い難い状況ですが、今後こういった機会を設けて、来るべき時期には結果を公表してまいりたいと考えています。

文化課副課長：塩飽勤番所跡とまち並保存センター等については、現在、史跡勤番所跡保存会と NPO 法人本島町笠島まち並保存協力会が、それぞれ指定管理者として施設の管理運営を行ってくれているところです。

そのうち勤番所跡については、年間 3,000 人余りの観光客が訪れる本島の観光拠点であり、そういった方々への観光案内をはじめ、専門的な知識を必要とする古文書や文化財等の保存整備などについても、保存会が適切に実施してくれています。確かに、会長は高齢ですが、保存会としても後継者の育成に努力され、今年度からは副会長に若い方がなられて保存会の運営に尽力なされているところです。

また、笠島の伝統的建造物群保存地区については、歴史的な町並みを後世に伝えていくといった大きな目的があり、その地区内にあるまち並保存センター等については、その目的に向かって地元の NPO 法人が管理運営、土産物の販売、観光案内などを長年続けられており、地域のことは熟知されています。地域内については、高齢化が進み、空家なども増加傾向にあります。昨年から空家を利用した民宿事業や文化庁からの委託事業としてアート・イン・笠島といった事業などを実施し、若い方が島に訪れてくれていて、島の活性化にもつながっています。

岡本委員：現在の指定管理者がどうこうというのではなく、10 年・20 年先の島の施設の管理運営について、文化課としてどのように考えているのかをお聞きしたかったのですが、指定管理者を受けてくださっている団体の支援であるとか、後継者育成といったことも含めて、これから先、文化財を丸亀市民が守っていけるような形に文化庁などとも連携して支援していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

酒井会長：集中改革プランは、平成 21 年度までの計画ですので、今の岡本委員の発言は、ご意見として伺わせていただきます。

議事がもう一つあるのですが、議事 1 について他に何かありますか？

川邊委員：この委員会のあり方の話になるのですが、この委員会が開催されるまでに庁議があって、議会の特別委員会があると伺っています。市民の意見を直接聴く委員会が 1 番最後ということで、こちらで議会などと相反する意見が出た場合、どのように調整するのか教えていただきたいと思います。

また、集中改革プランは各項目に幅広く、これをすべてやるとなると非常に時間がかかると思うのですが、全体のとりまとめをどのようにするのか考えていただきたいと思います。

酒井会長：これまでも議論が長引くことは何回かありましたが、会としての意見は集約してきました。それが時間内とか、回数内でおさまらないということであれば、運営の方法について検討しなければならないと思います。

川邊委員：そういった懸念がありますので、今後の進め方について確認しておきたかったのですが、例えば、一つひとつ問題を絞って話し合っていくという方法もあると思います。いかがでしょうか？

酒井会長：これまでも、そのように課題を区切って会議を運営したこともあります。ただ、今回は、そういった段取りはとっていません。

馬場委員：次の会議は、何月を予定していますか？

行革室長：3 月を予定しています。

馬場委員：先ほど、私の方からお聞きした「市のすべての遊休地を一覧表にして不動産業者と連携のうえ売却や有効利用を進める」といった件について答えをいただきたいのですが。

行革室長：市が持っているすべての遊休地を一覧表にするということになると、準備もしなければなりませんし、相当な時間も必要となります。先ほどは、企業誘致の観点のご質問にお答えさせていただきましたが、すべての遊休地ということになると、この場で私の方から即答できるものではありません。

会の運営については、一人の委員さんから複数の質問をいただいてもかまいませんし、皆さんにお任せしますが、岡本委員からはいくつか質問をするということで、事前に職員に質問内容の通告をいただいております。これは、皆さんからの質問に大体のことをお答えするのではなく、はっきりとしたお答えをしたいと思いますし、そのための事前の準備をしたいとも思いますので、こちらから逆にお願いしたいと思います。

酒井会長：今回も資料は事前に送付いただいているのですが、資料を見る時間がもう少し必要であれば、資料が届いてから日数をあけて会議を開催するという方法もあると思いますが。

行革室長：もう 1 件ご説明をさせていただきます。先ほど庁議や議会の後に委員会があるというお話がありましたが、行革については、庁議と同じ構成員で本部会を設置しています。その本部会で庁内の調整をとったうえで、議会の行財政対策特別委員会にこちらの委員会におかけするというところでお知らせをして、こちらの会議を開催し皆さんにご説明しています。

仮に議会から意見が出てきても、丸亀市としてとりまとめたものをこちらの会議におかけするというスタンスで取り組んでいます。決して、3 番目の会という位置づけではありません。

私どもが 1 番意識をしておりますのは、こちらの会議でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

高木委員：私は、議会の行財政対策特別委員会の委員長をしておりますが、実は、この会議がはじまりまして何回目かの時に、先にこちらの推進委員会がありまして、その時に議会の委員から一般の方が先に知って自分たちが知らないのでは困るといった意見があり、事務局とも調整のうえ委員会の前に議会にご説明をお願いしているところです。私個人としても、議会の特別委員会とこの推進委員会にランクの違いは存在しないと思っておりますし、逆に一般の方のご意見をお伺いするほうが良いと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

企画財政部長：丸亀市としては、こちらの会議が計画を策定したり、その計画を推進したりする際に、1番重きをおいているというのは、先ほど室長が言ったとおりです。今の状況から申し上げますと、市としてこういった取組みを進めようという計画は既に出来上がっており、今はその計画がどう進められているかといった進行管理の段階です。ただ、こちらに掲載されている計画だけではなく、こういった取組みはどうかといった提案がある場合には、審議をいただかなければならないと思っています。

そこで、今回は時間が相当経過しているということもありますので、計画の中でこれはどうなっているのかといったご質問等について文書でいただければ、事務局でとりまとめて関係各課に回答を書いてもらい、また皆さんにお返しするということにさせていただきたいと思います。また、その中には、新たな提案もあるかも知れませんので、そういったものについては、こちらで内容を見せていただいて、必要があればこちらの会議にお諮りさせていただくということではいかがでしょうか？

酒井会長：そういった形でご了解いただけますか？

委員：（了解する）

酒井会長：また、特に資料の準備等が必要な場合は、事前に事務局までご連絡をよろしく願います。

それでは議事2「財政健全化計画(第三次改定)について」事務局より説明を求めます。

財政課長：【資料2及び当日配布資料で財政健全化計画(第三次改定)について説明】

酒井会長：事務局の説明は、終わりました。先ほど企画財政部長より質問は文書でということもありましたので、どうしてもこの場でご質問やご意見を言っておきたいということがなければ、同じように文書でご質問及びご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか？

川邊委員：この中にある退職手当債についてですが、現在国では55歳で昇給停止となっているのに、丸亀市では58歳まで昇給しています。このような取組の違いがあっても、国の方は退職手当債の発行を認めてくれるのですか？

職員課長：新給与構造改革を平成20年度から導入しようと考えています。

これまで、国は55歳で給与の昇給停止といった運用を行っていたのですが、今後は55歳から昇給抑制ということで、通常の職員の半分の昇給はかまいませんよというふうに制度が変わっています。基本的に新給与構造改革を導入していないところは、退職手当債の発行はまかりならんということになると思いますが、新給与構造改革を実施すれば退職手当債の発行も認められると聞いています。それと付け加えておきますと、最近では退職手当債の発行について、国からは新給与構造改革の導入だけでなく、特殊勤務手当の見直しなども積極的

にやりなさいということが言われ出しています。国の方針も状況を見ながら変わってきているのが現状で、今後もその都度変わっていくのかなと考えています。

財政課長：退職手当債の発行については、先ほどの新給与構造改革の導入とは別に、一番の大きな条件として、その自治体が行革を行っているか、またその効果があらわれているかということを見られます。その条件については、本市の場合、他市以上の定員削減計画を出していますし、仮に退職手当債を借りようとした場合、借りられないということはないと思います。ただ、退職手当債については、借金といった側面もありますので、他の行政サービスに影響しないのであれば、出来る限り抑制はしていかなければならないと考えています。

馬場委員：先ほど高木委員から、市の情報は議会に先に出して欲しいといった話がありましたが、それは私は違うと思います。市にある各種の委員会の中で、委員から市に聞かれた場合には情報を公開し、審議を進めていく必要があります。情報公開は自治基本条例にも定められていることです。議会は、そういった委員会の意見などを聞いて、最終の決定をする決議機関だと思います。

次に、今の丸亀市の職員の平均年間所得は約 660 万であるのに対し、日本のサラリーマンの平均所得が約 434 万円という状況です。200 万以上の差がありますので、職員は、市民の側に立って仕事をさせてもらっているのだという認識、職員の意識改革が必要だと思います。私は、職員がもう少し仕事をしなければいけないと思っていますし、人員もカットできる部分はカットすべきだと考えています。国からの歳入も減ってきている中で、学校施設の耐震化をはじめ、消防庁舎や学校給食センターの建設など、安全・安心のまちづくりための課題は山積みです。財政再建は進められているようですが、経常収支比率も昨年より上がっている中で、総額の予算についても 350 億円や 360 億円ではなく 300 億円くらいでやっていくべきだと思います。そのためにも、今後は、この行政改革推進委員会の位置づけが非常に大切だと考えます。

酒井会長：今の発言は、ご意見ということでよろしいですか？

馬場委員：はい。

企画財政部長：少し確認だけさせていただきます。先ほど、質問等は文書でいただきたいというお願いをしましたが、提出の方は申し訳ありませんが、今週中に事務局までお願いします。質問に対する答えは、全委員にお返しをいたします。また、ご意見につきましては、内容を見せていただき、皆さんにお諮りしなければならないような内容であれば、会長と相談のうえ、必要であれば年 3 回以外にも会を持たせていただいて議論をいただくということで、会長と相談しながら進めさせていただきたいと思います。ただし、権限は行革の推進に関わることになりますので、それ以外のご意見については、意見としてお聞きするだけになることもありますので、それはご了解をしておいていただきたいと思います。

それから、次の会議を開催する際には、資料をお送りするのとあわせて質問用紙を同封しておきますので、会議の開催までにあらかじめ提出をいただきますようご協力をお願いします。

勝木委員：今の提案はよく分かりましたが、皆さん意見を多くお持ちのようですので、質問だけでなく意見も受けていただきたいと思います。それと、質問についてですが、次回までに

各委員にあらかじめ内容を聞いておいて、それを整理してご審議いただければと思いますが、どうでしょうか？

企画財政部長：時間的にゆとりがあれば、そのようにさせていただきたいと思いますが、資料がまとまって次の会議までに 1 ヶ月もの期間をとることは非常に難しいので、できたら先ほど申し上げた方法で進めさせていただけたらと思います。

岡本委員：会議の進行の話ですが、議題は通常でしたら「プランの推進状況」と「財政健全化計画」の 2 点があると思います。それを事務局から説明をいただいて、各委員から質問を受けるようになるのですが、たくさんご質問なりがある方もおいでのようなので、出来たら会長の方で発言の時間制限などをしていただいて、委員もそれに合わせるよう努力するという事で進行をしていただければと思います。

酒井会長：その他の項目で連絡事項はありますか？

窪田(行革室)：先ほどからお話に出ている次回の会議の日程なんですが、予定では 3 月の末頃と考えています。詳しい日程等は、あらためてご案内をさせていただきます。

酒井会長：それでは、長くなって申し訳ありませんでしたが、本日の会議は以上で閉会します。長時間、ご審議お疲れさまでした。